

令和6年4月1日より障害者差別解消法が改正されます

障害者差別解消法は、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をみんなでつくることを目指しています。

この法律では障がいのある人への「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めていきます。

4月1日から事業者による障がいのある人への「合理的配慮の提供」が義務化されます。

皆さまのちょっとした手助けや配慮が、誰もが暮らしやすい社会をつくることにつながります。

不当な差別的取り扱いとは

正当な理由なく、障がいを理由として、区別や排除、制限すること。

- (例)
- 「障がいがある」という理由だけでアパートを貸してもらえない。
 - 車椅子を利用している事を理由に入店を断られた。



合理的配慮とは

障がいのある人から配慮をしてほしいと意思の表明があった時、その人の障がいに合った必要な工夫ややり方で対応することを「合理的配慮の提供」といいます。



- (例)
- 知的障がいがある人が理解しやすいよう、振り仮名をふるなど、わかりやすい言葉で書いた資料を提供する。
 - 障がいのある人の障がいの特性に応じたコミュニケーション手段で対応すること。



▲市公式ホームページ

お問い合わせ 障がい福祉課 管理係 権利擁護担当（内線 3164・3212）

住民税非課税世帯・均等割のみ課税世帯の皆さんへ

価格高騰重点支援給付金（物価高騰対応緊急対策）のご案内

物価高騰による負担の軽減を図るために、令和5年度の住民税が非課税の世帯と均等割のみ課税の世帯を支援する給付金です。

※給付金は、1世帯につき1回のみ、重複受給できません。

支給対象	令和5年12月1日時点で沖縄市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度住民税が、次のいずれかに該当する世帯 ※世帯全員が、住民税均等割が課税されている他の親族等に扶養されている場合は、該当しません。	
支給額	非課税世帯 「非課税」の世帯	均等割のみ課税世帯 「均等割のみ課税」の世帯 「均等割のみ課税の方と非課税の方」で構成される世帯
支給額	1世帯あたり7万円	1世帯あたり8.5万円 ※令和5年5月2日～12月1日に沖縄市へ転入してきた世帯は10万円
	【こども加算】 給付金対象世帯で扶養されている18歳以下の児童（平成17年4月2日以降に生まれた児童）1人あたり5万円	

申請期限

- 非課税世帯：令和6年4月30日（火）※必着
- 均等割のみ課税世帯・こども加算：令和6年5月31日（金）※必着



【申請書配布先】市役所5階または市公式ホームページなど

▲詳しくはこちら

お問い合わせ

沖縄市非課税世帯給付金担当「価格高騰重点支援給付金」窓口

☎098-929-3011

受付時間／午前8時30分～午後5時15分（平日のみ）

